

指導方針

- ・理学療法学科
- ・作業療法学科

本学園の建学の理念および本校の校是「学・術・道」を踏まえ、同時に世界人権宣言や児童権利宣言に掲げられている人類社会すべての構成員の基本的人権に対して、国際的に合意されたリハビリテーション理念に基づく豊富な専門知識および技術を身に付け、保健・医療・福祉の社会構造の発展に資する理学療法士ならびに作業療法士を養成する。

教育目標

- ・理学療法学科
- ・作業療法学科

1. 能力低下により、人間の行う基本的な日常生活動作や社会的経済活動が制限されている状態を把握し、その原因が身体障害のみならず、知的障害や心理的障害等にも存在することを理解できる。
2. 能力低下の種類や結果、またその障害を有する人々の直面する問題はその属する社会によって異なることを考慮し、リハビリテーション医療はまず人間に生ずる機能障害を防ぎ、能力低下を減少させ、それが社会的不利にならないよう防止することであるという理が認識できる。
3. リハビリテーション医療は、障害のある個人を援助し、可能な限りその機能を発揮させるように、そして社会の中に統合させるように、医学的・社会的・教育的・職業的な各手段を組み合わせる過程であることが理解できる。
4. 理学療法士あるいは作業療法士として、自らの職業的自己認識性を早期に確立し、その科学技術の向上のために探求的態度を養うことができる。
5. リハビリテーションの実践を通じて国際交流ならびに国際貢献ができる。

学年別目標

- ・理学療法学科
- ・作業療法学科

〔1年次〕

1. 人間を身体的、精神的、社会的に統合された実存として理解できる。
2. 感性を磨き、相互の価値観を尊重する態度を身に付ける。
3. 基礎医学知識とリハビリテーション概論を学ぶことにより、医事法制有資格者としての動機付けと関心を深める。
4. ヘルスプロモーションの概念を理解し、自己の日常生活管理をも含めた健康管理ができる。

〔2年次〕

1. 「人ー日常活動ー環境」のダイナミックな相互作用を理解し、地域社会での実存について理解できる。
2. 臨床医学知識の学習を深め、健康の問題を医療の視点から捉えることができる。
3. 学生生活を通して自律的な行動がとれ、他に対して責任を果たしうる姿勢を育む。
4. 国際化に対応する知識や態度を学ぶ。

〔3年次〕

1. 理学療法学あるいは作業療法学の専門知識の学習を深め、一般的な障害像を全体的にも局所的にも理解できる。
2. 対象者個別の障害像を理解し、ニーズが把握できる。
3. 評価実習を通して、検査・測定で正確な結果を得ることができ、想起した機能障害、能力障害、社会的不利の妥当性を見極めることができる。
4. 学問的探究心を尊重し、理学療法学あるいは作業療法学研究法を学ぶ。

〔4年次〕

1. 総合臨床実習を通して、対象者の評価、治療方針の立案、具体的治療の実施、その記録・報告、再評価という一貫した治療行為を習得する。
2. 理学療法士あるいは作業療法士としての管理、運營業務を学ぶ。
3. 保健・医療・福祉サービスの中での理学療法あるいは作業療法の意義を考え、その役割と機能を学ぶ。
4. リハビリテーション医療の発展に必要な生涯にわたる研究的態度を身に付ける。
5. 国際社会におけるリハビリテーションの定義について理解し、広い視野に立脚し専門技術の実践を理解する。